

東京食肉市場まつり2025 P R業務委託企画コンペ実施要領

1 趣旨

この要領は、「東京食肉市場まつり2025 P R業務」（以下「本業務」という。）において、公募型コンペ方式により、企画を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

東京食肉市場まつり2025 P R業務

(2) 業務内容

「東京食肉市場まつり2025 P R業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 提案上限額

上限額：12,120,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ この額は事業規模を示すものであり、予定価格を示すものではない。

3 参加資格要件

- (1) 本業務への企画提案を行う者（以下「企画提案者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。なお、一提案者が複数の企画提案をすることはできない。

ア 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- ② 鹿児島県税を滞納している者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第255号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく手続を行っている者
- ④ 企画提案参加申込書提出時点で鹿児島県の指名停止の措置を受けている者
- ⑤ 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」第3条の規定に該当する者

イ 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格（広告業務）を有すると決定された者であって、当該資格を企画提案への参加申込の提出期限の時点で有するものであること。

ウ 国、地方公共団体又は公益性を有する団体で同種の事業実績（P R資材作成、雑誌・新聞・Web等媒体への広告掲載のいずれか）があること。

エ 鹿児島県内に本店又は支店、営業所等があること。

オ 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 企画提案募集開始 | 8月15日（金） |
| (2) 企画提案書等の作成に関する質問受付期限 | 8月22日（金） |
| (3) 企画提案への参加申込期限 | 8月22日（金） |
| (4) 企画提案への参加資格通知 | 8月26日（火） |

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (5) 企画提案書等の作成に関する質問への回答（予定） | 8月26日（火） |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 9月5日（金） |
| (7) 企画提案書等の選考（予定） | 9月9日（火） |
| (8) 選考結果の通知（予定） | 9月11日（木） |

5 企画提案書等の作成に関する質問及び回答

本業務の企画提案書等の作成に関する質問及び回答の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受付期間 公募開始日から令和7年8月22日（金）午後3時まで

- (2) 提出方法

ア 質問票（様式第1号）を用いて、FAXまたは電子メールにより提出すること。

（FAXまたは電子メールを送信した場合、着信を確認すること。）

イ FAX番号・電子メールアドレスは、次のとおりとする。

FAX番号：099-286-5599

E-mail：tiryuutuu@pref.kagoshima.lg.jp

ウ 電話や口頭、受付期限後の質問は一切受け付けない。

- (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年8月26日（火）までに参加申込者全員へメールで回答する。

6 企画提案への参加申込

本業務の企画提案への参加申込手続きについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出書類

ア 企画コンペ参加申込書（様式第2号）及び類似業務の受託実績確認資料（任意様式）

イ 参加資格確認申請書（様式第3号）、県税の滞納がないことを証する証明書及び業務遂行時における実施体制（任意様式）

- (2) 提出期限 令和7年8月22日（金）午後5時まで（必着）

- (3) 提出方法 持参、郵送、FAXまたは電子メールとする。

（郵送、FAXまたは電子メールを送信した場合、着信を確認すること。）

- (4) 提出先（持参または郵送の場合）

ア 名 称 鹿児島県農政部畜産振興課畜産流通対策係

イ 住 所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

ウ その他 持参の場合の受付時間は、閉庁日（土・日・祝日）を除いた平日午前8時30分から午後5時までとする。

※ FAXまたは電子メールの場合は、上記5(2)に同じ

- (5) 資格結果通知

参加資格通知書（様式第4号）により令和7年8月26日（火）に通知する。

※参加資格無しの通知を受けた者は、本企画提案に参加することはできない。

7 企画提案書等の提出

本業務の企画提案書等の提出手続きについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類（各7部）

審査基準（別表第1）に基づき、次の書類を作成・提出する。

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 企画提案内容調書（任意様式，A4版片面印刷）

ウ 業務実施スケジュール及び進捗管理方法（任意様式，A4版片面印刷）

エ 参考見積書（任意様式，A4版片面印刷）

(2) 提出期限 令和7年9月5日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 上記6(4)に同じ

(5) その他

ア 提出された書類の返却，差替え，変更，取消し及び再提出には応じない。

イ 県畜産振興課は，書類の提出後に，書類の内容等について説明を求めることができる。

ウ 広告デザイン及びPR資材について，仕様書に「デザインは県と十分協議の上行うこと」と記載があるが，企画提案時点においては，審査委員が視覚的に判断できるよう，それぞれデザインイメージを例示すること。

8 プレゼンテーションの実施

本業務への企画提案内容を審査するため，次に掲げる内容によりプレゼンテーションを実施する。

なお，Web会議によるプレゼンテーションに変更となる可能性もある。その際の詳細については企画提案への参加申込者に連絡することとする。

(1) 実施日 令和7年9月9日（火）（予定）

(2) 実施会場，時間 ※別途通知を行う。

(3) 実施方法

ア 出席者は1提案につき3人以内とする。

イ 1応募者あたりの持ち時間は，プレゼンテーション20分，企画提案審査委員との質疑応答10分，合わせて30分以内とし，県畜産振興課が指定する日時により事業者毎に個別に行うものとする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし，追加資料の配布は原則として認めない。

エ プロジェクター等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお，この場合，パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

オ 選定結果の通知

① 審査終了後は速やかにすべての企画提案書提出者に選定結果を通知する。

② 審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとし，選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

カ その他

企画提案者が多数となった場合は、予備評価として県畜産振興課による書類審査によりプレゼンテーションの対象者を選定することがある。この場合においても、審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

9 審査

(1) 審査委員

審査委員は、県畜産振興課が設置する「東京食肉市場まつり2025PR業務委託企画コンペ審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員とする。

(2) 審査方法

審査委員会において、提出された書類及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別表第1）により、審査し、最も優れていると判断された企画（以下「最優秀企画」という。）の提案者を委託候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、提案書提出者に対して、文書及び電子メールで、令和7年9月11日（木）（予定）に通知する。

10 契約の締結

- (1) 9(2)により選定された最優秀企画の提案者を委託候補者とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について県畜産振興課と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

11 企画提案の失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平に害する行為があった場合
- (6) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書等の提出後の変更、差替又は再提出は認めない。

- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (6) 審査の過程や結果については、公開しない。
- (7) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を委託できない場合がある。